

紀 要

第 16 号

2003. 3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

上級地方官衙遺跡の分類に関する覚書

村井毅史

1. 緒言

紀要13号で近江国府の復元を試みた¹⁾。その結果近江国府は瀬田廃寺を南西隅に持つ一区画400尺を基準とした、方8町の規模の北闕型構想を持って計画されている事を提示した。しかし、前稿の執筆中、大津市青江遺跡で、同時期の築地塀の基礎が検出されていることを知ったが、前稿に活かすことができなかった。

本稿ではこの調査結果を取り入れて復元案を修正し、地方上級官衙遺跡の事例も取り上げつつ、近江国府の位置付けをしていきたいと思っている。

2. 近江国府の条坊復元案再考

平成11年に、大津市教育委員会が発掘調査した青江遺跡は、国府政庁の南方に位置し、近江国府関連の遺構が検出されることが期待された。その結果区画の南西隅部が検出され、逆L字に折れる築地の基底部とそれに伴うと見られる道路状遺構が検出された。

そこでこの調査区を私案に重ねて見ると、この築地の方位は政庁と同じN-4°-Eで、築地の東には、国府政庁の中軸線が通っている。築地の中軸線から、国府政庁の中軸線延長迄の距離は6mで、基準尺に換算すると2丈、中軸線で折り返すと4丈と

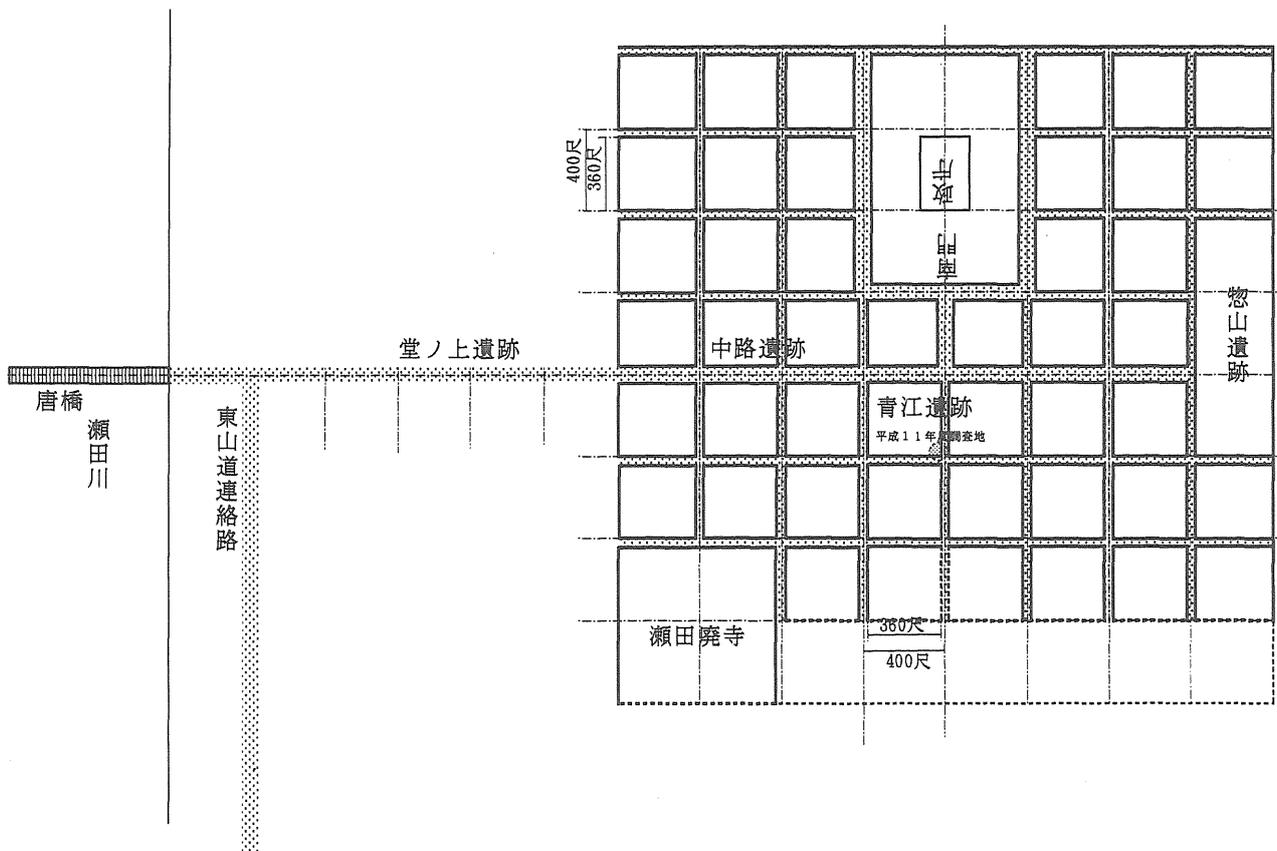


図1 近江国府条坊復元概略図 (S=1/1000)

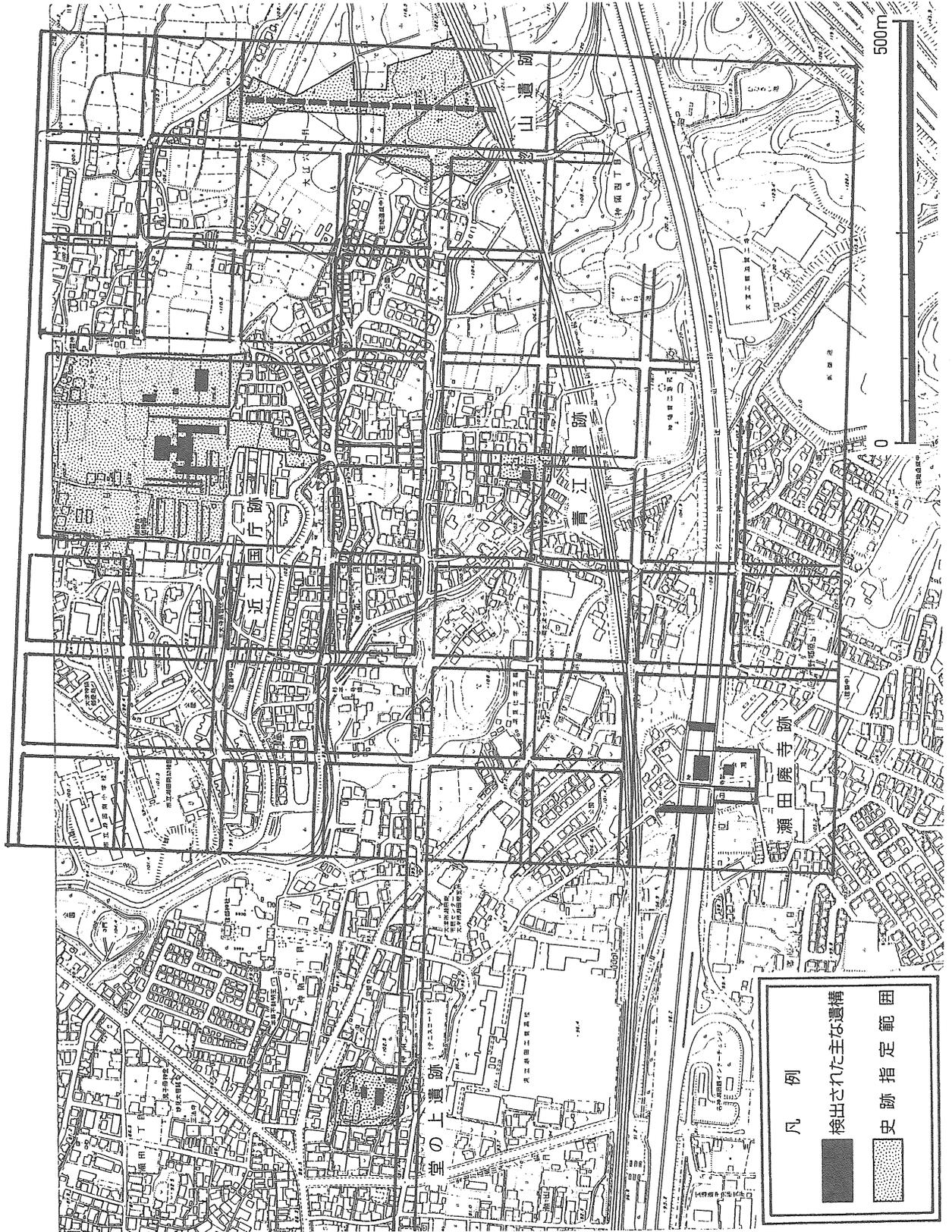


図2 近江国府条坊復元図

成り、平安京の小路の規模である。

次に築地の東西中軸線は唐橋から延びる基準線から400尺の位置にあり、国府条坊がこの辺迄及んでいたことの証左となる。

但し改めねばならぬこともでてきた。東西方向の基準線が築地と重なってしまったのである。このことは国府の東西路基準線が築地中軸線を基準に南に向かって路面を確保していたことを示している。

南北行きでは、築地心芯で道路が計画されていることが明らかになった。このことは国庁、平成10・11年度の調査でも確認済みである。

青江遺跡検出の南北路は幅4丈で、国庁東側や南門の位置から推測される中軸大路の規模としては貧弱すぎる。このことは国庁南門から延びる道が国府内を貫通するのではなく、西から連絡路を正面と見做していた証左であろう。

以上の事から近江国府は一区画400尺を基準とし、ここから道路敷きを差し引く平城京方式で計画されていたことがあきらかになった。ただし東西道路は築地直下に計画線がき、ここから南に向かって道路敷きを取ることが異なる。

3. 地方上級官衙としての近江国府

ここでは他の地方上級官衙との比較をとおして近江国府をみてゆきたい。

近江国府を考えるにおいて重要なことは、最近の発掘調査で明らかになった伊勢国府である²⁾。伊勢国府は、近江国府と同じプランの基壇の上に建てられた建物群による政庁を持ち、400尺を基準とする条坊の存在も指摘されている。

但し近江国府の基準線が道路心芯で平城京方式であるのに対し、伊勢国府は400尺の区画外に道を通す平安京方式である。また国府付属寺院は検出されていないが存在する可能性は否定できない。

次に条坊を有する上級地方官衙として大宰府³⁾をみてゆきたい。

大宰府は条坊を持つばかりでなく、政庁の建物群は基壇建ちで、付属寺院として観世音寺がある。条坊は大尺で250尺を基準とし、東西24

坊、南北22条を数える。条坊の起源は8世紀に遡るとされる。

陸奥国府⁴⁾は、9世紀になって国府域の南に条坊が施行された。政庁の建物群は基壇の上に建ち、付属寺院として多賀城廃寺がある。

以上近江国府と同様の構成要素を持つ地方上級官衙をあげた。これらは一つの類型をかたちづくとみられる。即ち基壇建ち建物によって構成される政庁域、条坊の存在、付属寺院の存在である。これらの官衙は、古代日本において要所を占める位置に在る。これらを都城型上級地方官衙と呼称したい。

4. 地方上級官衙の分類

では近江国府を含む都城型地方上級官衙はどのように相対化出来るのであろうか。その他の地方上級官衙と比較して分類してみたい。

◎ 内郭外郭型地方上級官衙

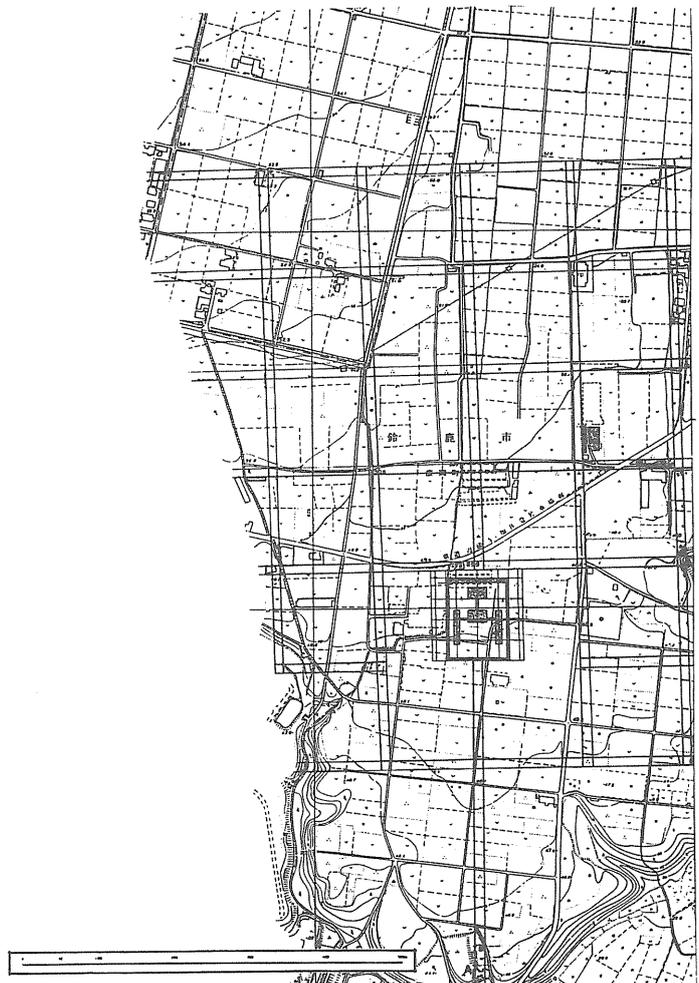


図3 伊勢国府条坊復元図

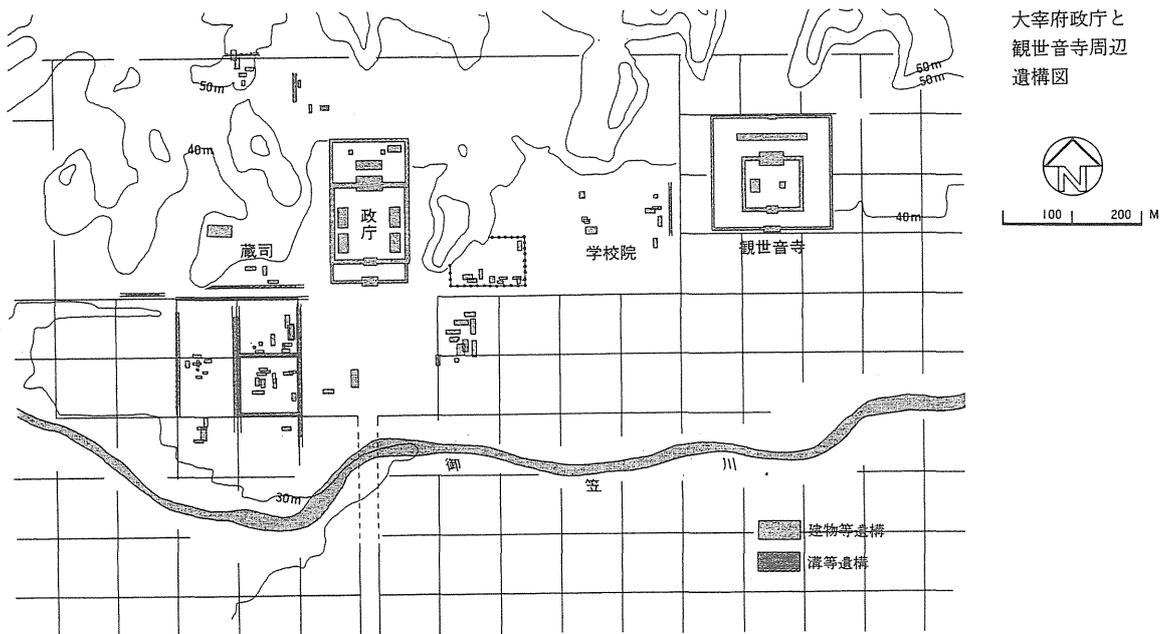
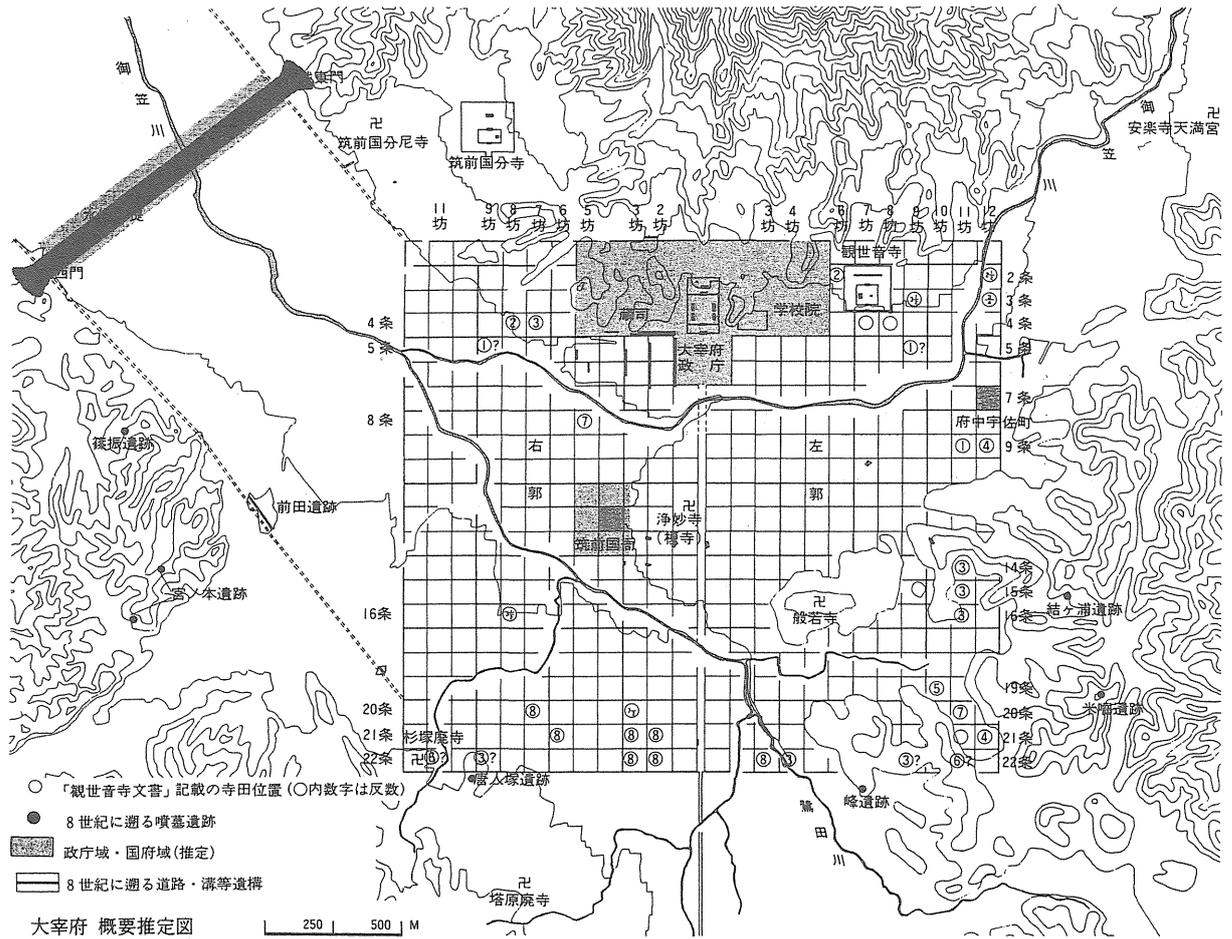


図4 大宰府条坊復元図

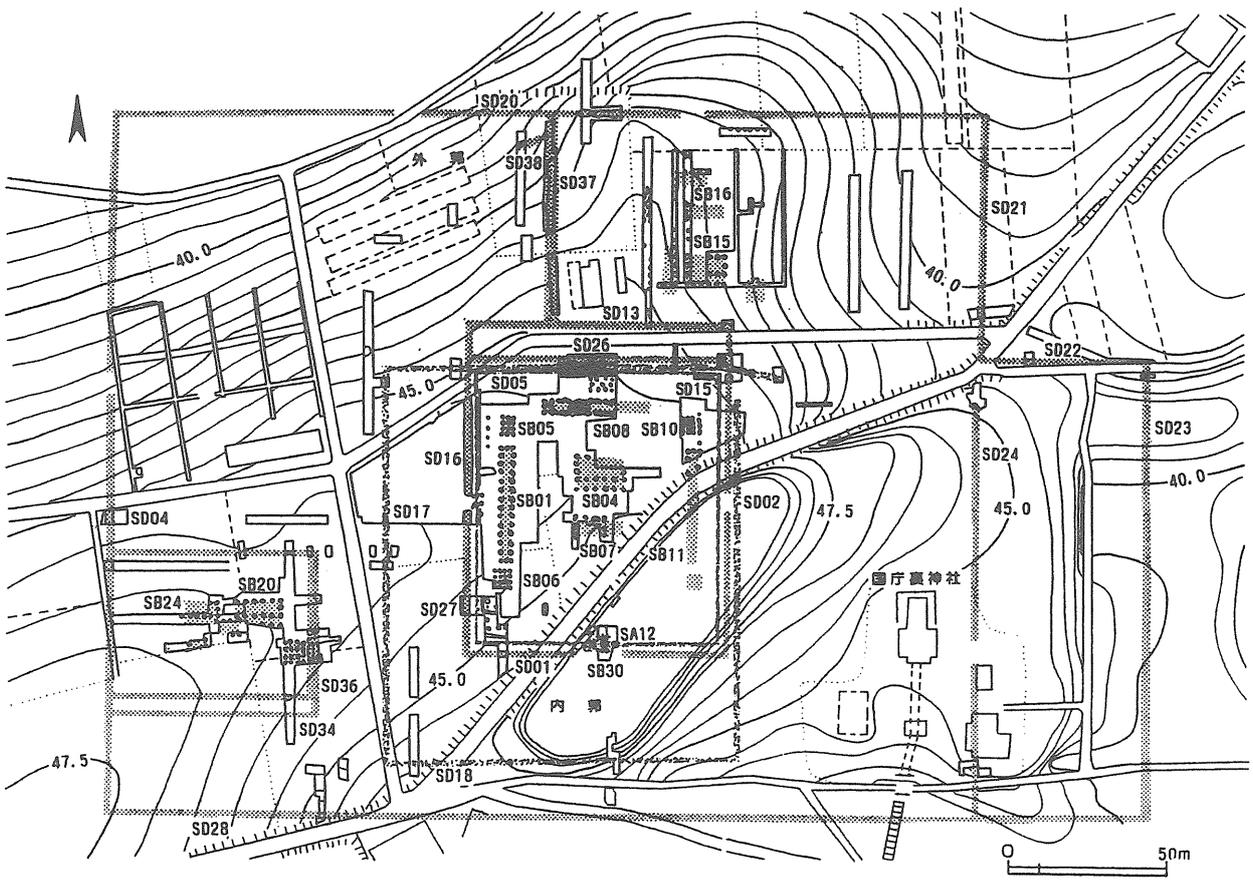
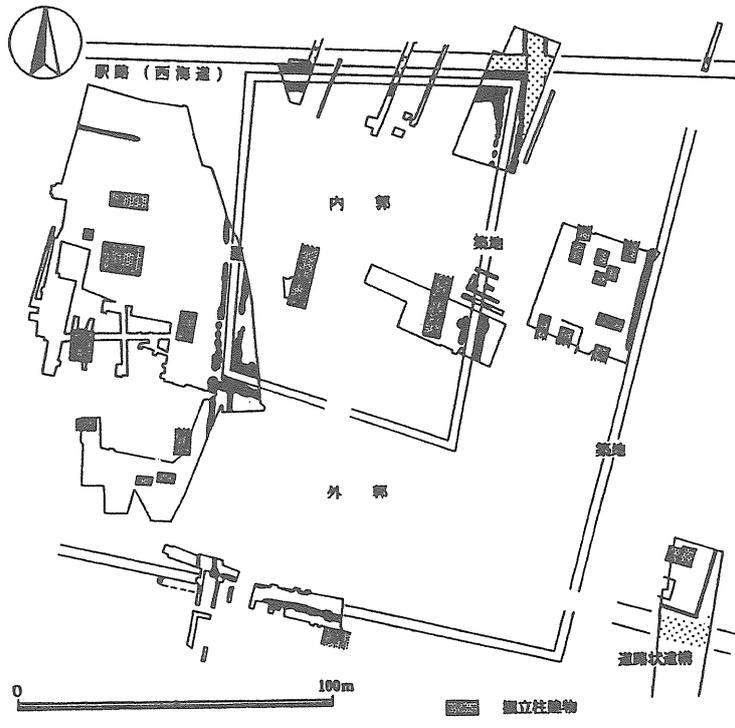


图5 筑後国府 (上)、伯耆国府 (下)

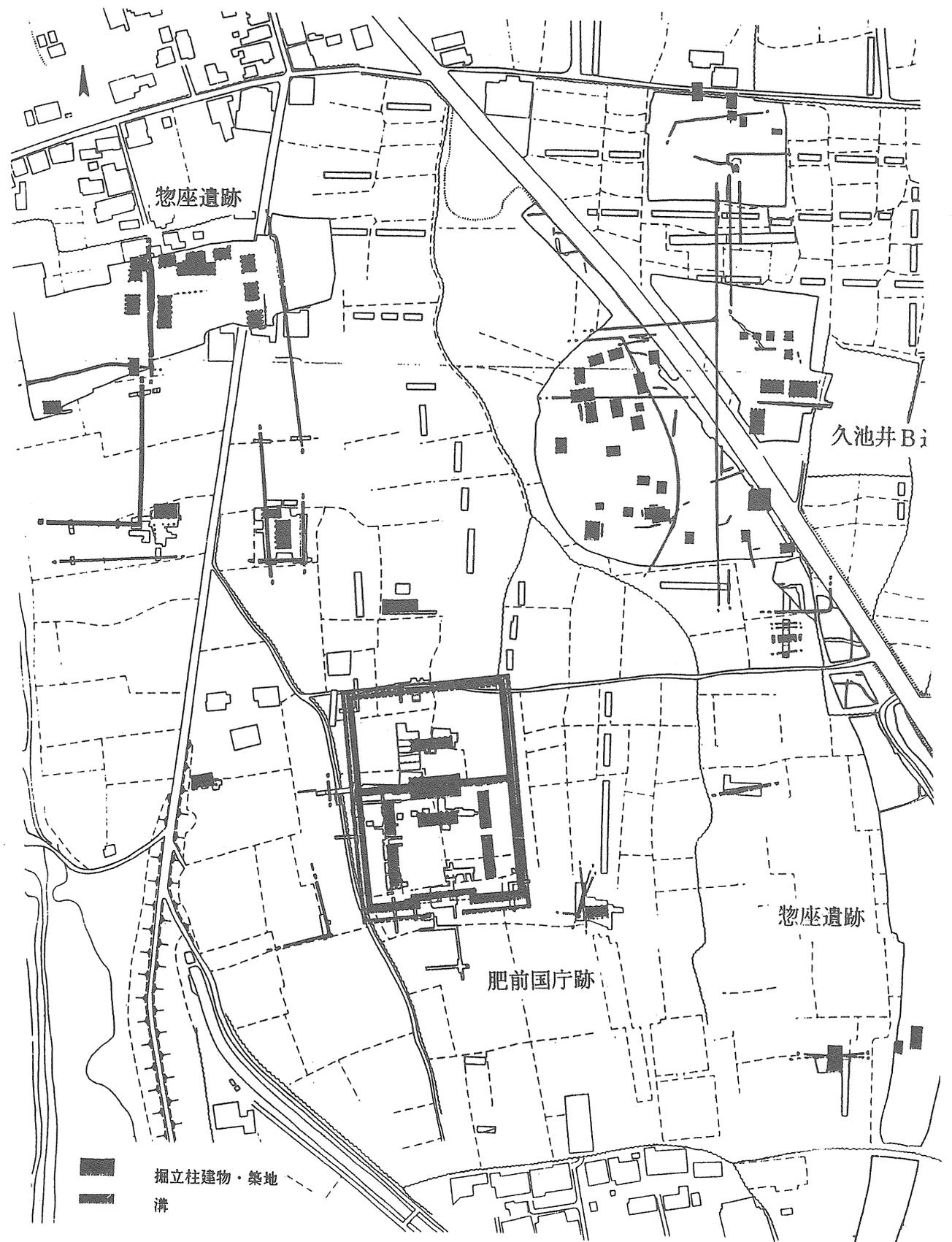


図6 肥前国府

国庁域が明確な地方上級官衙である。国庁域を明確にし、その中央に政庁を設ける。基壇は築かない。類例として筑後国府、伯耆国府をあげる。

◎ 集約型地方上級官衙

政庁を中心にして諸施設が集約する地方上級官衙である。

類例として肥前国府、上野国府をあげる。

以上のように地方上級官衙遺跡を3つに分類した。

都城型は畿内近国と遠隔地にみられる。近江国は東山道第一番目の大国であり、伊勢国は東海道第一番目の大国である。大宰府は、「遠朝廷」と呼ばれ、西海道を管轄する一大官衙であり、陸奥国府は奥羽に影響力を及ぼす重要な拠点であった。

このように考えると未だ各道の都に一番近い大国、あるいは上国に都城型の国府が存在する可能性が在る。それを挙げると南海道の讃岐国府、山陽道の播磨国府、山陰道の丹波国府である。特に讃岐国府では国府附属寺院や国府域を迂回するように直角に流れを変える河川が存在など状況証拠は十分である。大宰府の例からして、条坊を持つ上級地方官衙はその存在する道に対して大宰府とまではいかないが、指揮監督権、或いは影響力を行使することを認められていたのではないだろうか。

5. 結語

以上中央に対する官衙を地方官衙と呼称し、地域で質、量共に大規模なものを上級地方官衙と呼称して3類型に分類した。更にここでは特に条坊を持つ地方官衙を各道に配置された重要上級地方官衙として把握し、都城型地方上級官衙と呼称し、他の上級地方官衙とは一線を画す存在とした。

地方上級官衙（国府他）の研究には長い歴史が存在し、最近では発掘調査によってその実態を明確にしようとする試みが各地で行われている。本稿がその一助となれば幸いである。

(むらい たけふみ：財団法人滋賀県文化財保護協会)

註

- (1) 拙稿「古代における遺跡群の一形態 8世紀後半における近江国府の基本構想」『紀要』13号 滋賀県文化財保護協会 2000／『日本史学年次論文集 古代2』学術文献刊行会 2002に再録
- (2) 辻 公則「国府政庁の企画性～近江国・伊勢国について～」『鈴鹿市埋蔵文化財調査年報』平成7年度 鈴鹿市教育委員会 1995
宇川雅之「伊勢国府の方格地割—その存在の可能性と意義」『研究紀要』第6号 三重県埋蔵文化財センター 1997
- (3) 宮本雅明「西都大宰府」『図集 日本都市史』 東京大学出版会 1993
- (4) 千葉考弥「多賀地域外の道路と方各地割」『古代文化』第47巻第5号 古代学協会 1995

編集後記

今年度も、全国の遺跡で数多くの発見が新聞紙上を賑わせました。県内においても、膳所城下町遺跡・鍛冶屋敷遺跡をはじめとして多くの遺跡調査で成果を挙げることができました。そして現地説明会では、多くの考古学ファンや地元の方々に見学していただくことができました。

今号に掲載されている論考は、遺構・遺跡論から保存科学と幅広く、多岐にわたり、今年度の発掘調査に関連する最新情報や成果を反映させたものも含まれています。これらの論考が、埋蔵文化財の調査に携わる者の一助となり、我々の仕事である文化財の保護・普及活動の一翼を担っていくものと信じております。

m()m

平成15年(2003年)3月

紀 要 第 16 号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会

大津市瀬田南大萱町1732-2

電話 (077)548-9780・9781

FAX (077)543-1525

URL <http://www.shiga-bunkazai.jp/>

E-mail mail@shiga-bunkazai.jp

印刷・製本 (株)スマイ印刷工業

栗東市川辺568番地2

TEL 077-552-1045